

クレーン製造会社に対する安全勧告

(2011. 6. 24 安全勧告)

(貨物船 RICKMERS JAKARTA はしけ 18 新栄丸 京浜港横浜第1区山下ふ頭3号岸壁
2008. 9. 1 発生 作業員死傷事故)

運輸安全委員会は、本事故調査の結果に鑑み、同種事故の再発防止とするため、クレーン製造会社に対して次のとおり勧告する。

本事故は、RICKMERS JAKARTAの3号クレーンを使用して本件貨物を巻き上げ中、ジブ先端の主シーブCのリムが割損し、主ワイヤが割損したリムの隙間に落ち込んで破断して本件貨物並びに主フックブロック及びグロメットが18新栄丸に落下したことにより発生した可能性があると考えられる。

本事故は、事故の約3週間前に3号クレーンの荷重試験が行われて合格したにもかかわらず発生し、割損した主シーブCのリム割損面にぜい性破壊が観察され、また、非損傷の主シーブEのリムに大小の亀裂が観察された。

このことから、クレーン製造会社は、溶接構造のシーブについて、大きな曲げ加工及び整形を伴うリムを製造する際は、材料の選択を含む製造工程の管理を適切に行うべきであると考えられる。